

基金情報

No. 99

平成22年4月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成21年度・主要事業概況

事項	3月末数	対前月増減数	事項	3月末数(累計)	
事業所数(件)	237	0	年金掛金	調定額(円) 1,791,096,846	
加入員数(人)	男子	4,982	-3	収納額(円) 1,781,128,718	
	女子	2,242	-4	収納率 99.44%	
	計	7,224	-7	事務費掛金調定額(円) 72,831,828	
平均標準給与月額(円)	男子	328,899	-1,096	資産運用	信託資産額(時価) 265億6,780万円
	女子	223,871	-358		修正総合利回り 21.16%
	計	296,303	-840		ベンチマーク差 1.76%
受給者数(人)	6,120	2	慶弔金の支給件数・金額	101件194万円	
平均年金額(円)	504,966	1,216	年金相談件数	914件	

事業主の
皆様へ

7月は「算定基礎届」の提出月です
～早期ご提出にご協力下さい～

厚生年金保険や健康保険、厚生年金基金では、被保険者（加入員）の方が実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じないように、毎年7月に見直しを行っております。（見直し後の標準報酬月額は9月に決定され翌年8月まで（または月額変更等がされるまで）の間使用されます）これを「定時決定」と言い、その際にご提出頂く届出が「報酬月額算定基礎届」です。算定基礎届は7月1日～7月10日までの間（または指定された日）に年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へご提出頂くことになっております。

■ 届出対象者 ■

算定基礎届は7月1日現在の全被保険者（加入員）の方が提出対象です。（一部対象外の方もいます）

◆ 対象となる方

- ・5月31日までに資格取得し7月1日現在在職中の方
- ・7月1日以降に退職される方（資格喪失日7月2日以降の方）
- ・休職中・欠勤中・海外駐在中の方 ※休職には育児休業・介護休業も含まれます

◆ 対象とならない方

- ・6月1日以降に資格取得された方
- ・6月30日以前に退職された方（資格喪失日7月1日以前の方）
- ・7・8・9月のいずれかの月に月額変更、もしくは育児休業終了時報酬月額変更届に該当される方

◆ 70歳以上の被用者の届出について

平成19年度から厚生年金保険の被保険者でない70歳以上の在職者にも在職年金のしくみが適用されているため、昭和12年4月2日以降生まれで厚生年金保険の被保険者期間のある方については、年金事務所へ「70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出が必要となります。（届出用紙等については、年金事務所へお問い合わせ下さい。）

■ 報酬月額の計算方法 ■

対象となる報酬は4・5・6月の各月に実際に支払われた報酬です。たとえば3月分の給与が4月に支払われた場合、算定基礎届の4月欄に記入する報酬は3月分の給与となり、支払基礎日数も3月分の稼働日数となります。

■ 支払い基礎日数 ■

◆ 給与計算の対象となる日数が支払基礎日数です

- ・月給制・週給制の場合、給与計算の基礎は暦日になり、休日や有給休暇も含まれるため、出勤日数に関係なく、暦日数が支払基礎日数になります。（ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則、給与規定等にもとづき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数となります。）
- ・日給制の場合の支払基礎日数は出勤日数になります。

◆ 17日未満の月は対象外

支払基礎日数17日未満の月は、報酬が通常の月に比べかけはなれることがあるため、計算対象から除外されます。たとえば、4月の支払基礎日数が30日で5・6月の支払基礎日数が17日未満の場合、4月の1ヶ月だけで計算することになります。

※ただしパートタイマーなど短時間就労者についての算定方法は以下のように異なります。

■ 短時間就労者の算定 ■

- (1) 4・5・6月の3ヶ月のうち支払基礎日数が17日以上のある場合には17以上の月の標準報酬月額の平均により算定
- (2) 4・5・6月の3ヶ月の支払基礎日数がいずれも17日未満の場合には3ヶ月のうち15日以上17日未満の月の標準報酬月額の平均により算定
- (3) 4・5・6月の3ヶ月の支払基礎日数がいずれも15日未満の場合には従前の標準報酬月額をもって当該年度の標準報酬月額とする

■ 算定基礎届等送付日程 ■

- ◆ 平成22年6月11日発送予定 → 手書き作成の事業所（基本事項を印字した届書を送付）
エクセルデータ入力の事業所（加入員データをFDまたはメールにて送付）
- ◆ 平成22年5月末発送予定 → 自社等のコンピューターで作成の事業所（必要部数を連続用紙にて送付）

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～

連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。

年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

*** 住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。**
この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

＜口座振替銀行＞

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）（※）一部の金融機関は除きます。

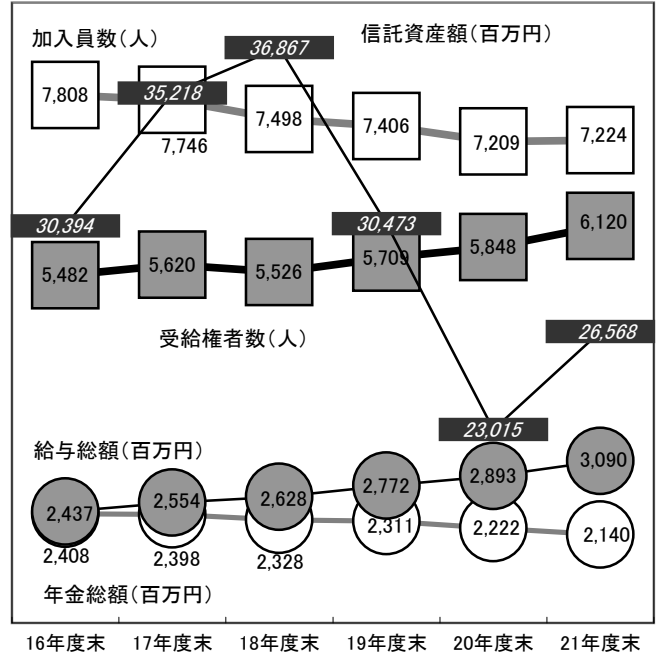
詳しくは当基金までお問合せください。

*** 4月分の掛金納入期限は、平成22年5月31日となりますので、ご協力お願いいたします。**

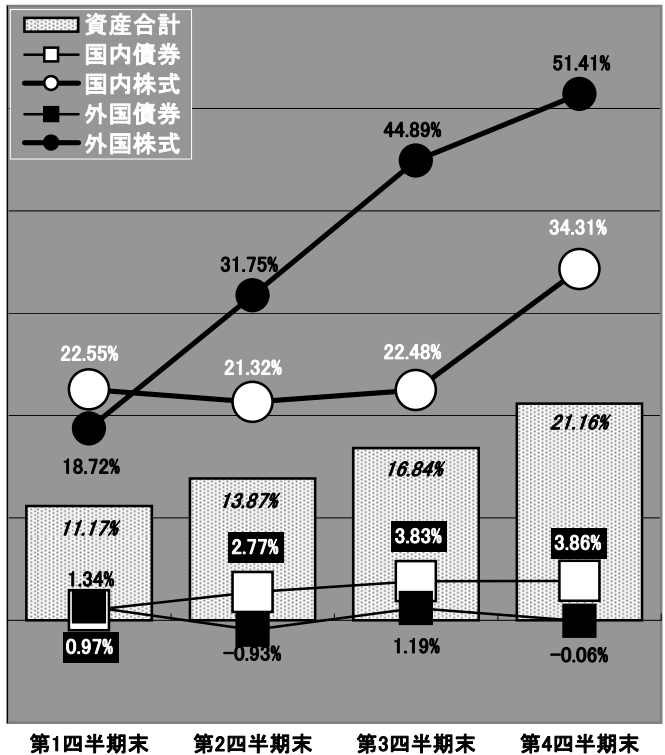
設立事業所の異動（規約変更関係等）・3月処理分

異動区分	事業所名	異動内容（新）	適用年月日
所在地変更	(株)セイトー	港区赤坂	H22.3.8

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.glskkn.com>

5月の予定

上旬 運用報告
下旬 算定基礎届発送(自社打事業所)